

東京大学大学院理学系研究科・理学部物理学図書室利用細則

平成05年5月30日

物理学科・物理学専攻制定

(趣旨)

第1条 この細則は、東京大学大学院理学系研究科・理学部図書室利用規則（以下「利用規則」という）補則第1条の規定に基づき、東京大学大学院理学系研究科・理学部物理学図書室（以下「物理学図書室」という。）の利用の細目について、必要な事項を定めるものとする。

(物理学専攻所属者)

第2条 この細則において、物理学科・物理学専攻所属者（以下、「物理学専攻所属者」という）とは、次の者をいう。

- (1) 物理学専攻所属の教職員、もしくはそれに準ずる者
- (2) 物理学科・物理学専攻に所属する学生、大学院生、研究員、研究生もしくはそれに準ずる者

(開室時間)

第3条 開室時間は次の通りとする。

- (1) 9時15分～17時
- (2) 12時30分～13時30分は、カウンター業務を休止する。

(時間外利用)

第4条 物理学専攻所属者は、所定の手続きを経て、開室時間外に物理学図書室を利用することができる。

(館外貸出)

第5条 利用規則第8条第3号に定める「その他特に各図書室で指定した資料」とは、次に掲げるものとする。

- (1) 博士論文、修士論文
- (2) 1900年以前刊行の逐次刊行物
- (3) 受入後1週間以内の新着図書
- (4) 受入後2週間以内の新着雑誌

2 図書室資料の館外貸出の冊数及び期間は、次の通りとする。

- (1) 冊数 理学系研究科・理学部所属者 図書5冊、雑誌10冊まで
他部局所属者 図書3冊、雑誌10冊まで

- | | | |
|----------|---------------|--------------|
| (2) 期間 | 理学系研究科・理学部所属者 | 図書 2 週間、雑誌即日 |
| | 他部局所属者 | 図書 1 週間、雑誌即日 |

(文献複写)

第 6 条 利用者は、著作権法の許す範囲で、次の各号に掲げるものを除き、所定の手続きにより資料を複写することができる。

- (1) 貴重図書
- (2) 破損のおそれのある資料
- (3) その他特に指定した資料

(撮影等)

第 7 条 資料を撮影等に利用したい場合、所定の手続きを経て、物理学専攻図書委員会の許可を得なければならない。

附則

- 1 この細則は、制定日より施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この細則の実施に関し必要な事項は、物理学専攻図書委員会が別に定める。